

予算特別委員会会議録（4）			
日 時	平成11年12月16日（木）	開 議	午後 1時00分
		閉 会	午後 5時25分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	佐野委員長、渡部副委員長、横田・前田・大竹・中村・松本（聖）・ 中島・古沢・佐々木（勝）・岡本・秋山 各委員		
説 明 員	総務・財政・市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、樽病事務 局長、保健所長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委 員 長 署 名 員 署 名 員 書 記 記録担当			

～会議の概要～

○委員長

開議宣告。署名員に大竹・古沢両委員を指名。付託案件を一括議題とし、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

○秋山委員

交差点段差解消モデル事業について

除排雪業務委託料として340万円の補正予算が計上されている。その発注先はどこか。

○土木事業所長

小樽勤労者企業組合・小樽建設工業組合・小樽地方建設厚生企業組合の3組合である。

○秋山委員

いつから実施されるのか。また、市として昨年から行っている段差解消除雪との整合性についてはどうか。

○土木事業所長

12月8日に委託契約を締結し、来年3月31日までと考えている。内容は、昨年と同様だがエリア等を拡大していきたいと考えており、稲穂から奥沢・信香地区までの交差点段差79ヶ所を中心に、1班3～4名体制で6班編成で人力除雪を行ってきたい。

○秋山委員

昨年と比べて、箇所数・人数はどの程度増えたのか。

○土木事業所長

昨年は58ヶ所・延べ350人なので、約20ヶ所増・人員も倍増の見込みである。

○秋山委員

交通弱者対策ということであれば、交差点よりもむしろツルツル路面で転ぶ例が多いと思うので、その対策を強化してはどうか。

○土木事業所長

段差解消だけでなく、歩道のツルツル路面についても人力で砂や塩カル等を撒いていきたいと考えている。

○秋山委員

それは340万円の範囲で行うのか。

○土木事業所長

それも含めた600万円程度の範囲で行ってきたいと考えている。

○秋山委員

市営住宅の除雪について

1定代表質問で、空き住宅の通路内除雪は今冬から実施すると確認されたものと認識しているがどうか。

○住宅課長

実態を把握し、方法等についても検討したいとの市長答弁だったと確認している。

○秋山委員

本格的な降雪時期を迎え、原課としても具体的検討に入っていると思うが、現入居者との関係や、本来は個人で除雪を行うとの市民生活上の原則との観点から、それでも敢えて団地内通路の除雪を行うのだという認識をきちんと整理すべきと思うがどうか。

○住宅課長

団地内玄関前通路の除排雪については、政策的な空き住宅がある場合、それに隣接する入居者の負担が大きいと

の観点から、従前から行っている空き住宅の屋根の雪下ろしに加え今回は、その時の積雪状況も踏まえながら排雪スペースを確保していきたい。

○秋山委員

政策的に空き住宅にしていると言うが、その地域と戸数を示せ。

○住宅課長

団地名	桂岡	奥沢B	天神	最上B	長橋B	オタモイ	塩谷駅前	計
管理戸数(戸)	118	20	12	64	80	659	14	967
空き家率(%)	51.7	50.0	8.3	45.3	36.2	32.0	78.6	36.4

○秋山委員

最大のオタモイ団地を中心に、これらの団地全ての通路内除雪を行うということか。

○住宅課長

政策空き家に限り通路内の排雪スペース確保のため、通路内除雪を行うものである。

○秋山委員

これらの団地には単身者・高齢者が多く、空き家の間口だけの除雪では通路全体のバランスがとれないのではないかな。

○住宅課長

原則的には空き住宅の排雪場所の確保のためだが、間口に限らず降雪状況・周囲の除排雪の状況によっては、全体的にスペースを確保すること等も判断していきたい。

○秋山委員

この通路内除雪の全体的な予算はどの程度か。

○住宅課長

地形上の問題や降雪量等も踏まえて進めていかなければならないと考えており、機械によるか人力によるかの判断もしなければならず、現時点では予算見積りも難しい。予算は当面は現行予算の範囲内で、実態に合わせ実施していきたい。

○秋山委員

作業回数や体制についてはどのように考えているのか。

○住宅課長

平屋建長屋住宅において、機械によるか人力によるか等、今後の状況も見えて判断していきたい。回数については、例年降雪量の多い2月頃に1回と考えている。

○秋山委員

いかなる降雪状況であっても2回は行わないということか。

○住宅課長

状況により判断しなければならないが、予算の範囲内だと考えると原則年1回となる。

○秋山委員

初めての試みではあるが、いずれにせよ、住宅に住む一人暮らしのお年寄りが安心して生活できるよう通路確保に努めてほしい。

介護保険について

在宅老人対策費について、1,800万円余の補正予算が計上されているが、そのうち新光デイサービスセンター浴室改修事業費600万円の目的は何か。

○(高齢)管理課長

来年4月から施行される介護保険において、現在行っているデイサービス事業は保険給付対象サービスとして実施されることから、供給量確保のため効率的運営を図る目的で施設整備するものである。

○秋山委員

新光以外のデイサービスセンターについても同様に考えているのか。

○(高齢)管理課長

銭函・オタモイについては、現状でも新光より面積が広く、今回の改修目的を十分満足するものと判断しており、今のところ改修計画はない。

○秋山委員

ショートステイ施設は現在いくつあるのか。

○高齢福祉課長

育成院に4ベッド・望海荘に10ベッド・「はる」に20ベッドを確保している。

○秋山委員

短期入所運営費について平成9～10年度の予算・決算額、11年度予算額を示せ。

○高齢福祉課長

年 度	平成9	平成10	平成11
予算額(円)	32,165,000	40,937,000	39,967,000(今回の補正を加えると46,512,000)
決算額(円)	25,944,000	40,937,000	

○秋山委員

予算書を見ると、かなり急激に補正をかけながら前述の決算額になっている。今回の補正も654万円で、毎年着実に伸びている。こうした現状をどのように捉えているのか。

○高齢社会対策室長

介護保険スタートに向けて、各種居宅介護サービスの整備がかなり進んできているということと、高齢化に伴い対象となる利用者が増加しているということがあると思う。

○秋山委員

今回補正した事業はすべて介護保険給付サービスとなるものである。このうち、日常生活用具給付を現在無料で受けている対象者はどの程度いるのか。

○高齢福祉課長

10年度274件の利用があり、そのうち無料だったのは226件(91%)であった。

○秋山委員

この無料対象者は住民税非課税世帯、またショートステイであれば生保受給者と理解しているが、この方々は介護保険スタートにより利用料を負担することになるのか。

○介護保険課長

要支援・要介護と認定され、相応のサービスを利用すると一律10%負担となる。

○秋山委員

自立と認定されれば、老人福祉費の中で引き続き措置されるのか。

○高齢社会対策室長

現在ホームヘルプやデイサービスを利用している方々については、できるだけサービス水準が低下しないよう検討中である。用具給付については、今後貸与の方向に進むので、介護保険で認定された際に対応する形になるかと

思う。それらを含め、国の補助対策が今後どのように出てくるかによっても検討しなければならないと思う。

○秋山委員

14日付の道新夕刊掲載記事を読むと、痴呆ぎみの方の1次判定の心配な点と2次判定作業の厳しさを浮彫りにしたと思うが、どのように捉えているか。

○介護保険課長

このような結果となったことにつき、対象者にとり生活全般に影響がでるものと真摯に受け止めている。

○秋山委員

今後の認定作業にどう生かしていくつもりか。

○介護保険課長

介護認定作業も1カ月を経過し、この件を含め課題の整理が必要と考えており、審査会あるいは訪問調査員の検討会開催により、適切に対応していきたい。

○秋山委員

大切な作業であり、市民が不安を募らせることのないよう要望する。

代表質問で介護保険見直しの各項目について、市の認識と準備作業への影響を尋ねた際の答弁と、この見直しに対する特別対策に関する他党の質問への答弁とに、若干のずれを感じたが、「意見を述べる機会がなかった」「新たな財政負担を伴うので今後一層国への財政支援を求めている」と言うが、この点再度説明せよ。

○介護保険課長

今回の国の特別対策については、介護保険を円滑にスタートするためという点から決定されたものと受け止めている。特に、高齢者の保険料・低所得者に対する手立てが盛り込まれたことは、該当者の負担軽減に繋がるものと思う。また、この見直しによる影響については、制度の変更を広報でお知らせし、徴収システムの関係に作業を要すると答えた。

また、まだ明確ではないが一部財政負担を伴うものがあるので、10月の段階で全国市長会として国に対し国の責任で財源負担をしてほしい旨の意見を述べている。

○秋山委員

介護保険制度は発足時から法改正が求められており、全国市長会や町村会からも円滑な実施に向け制度の改善要望が出され、それに関し与党内で協議を重ねた結果、11月5日政府見直し案が発表されたものと認識している。また、政府与党が保険料を徴収せずに介護サービスを先行させるならし運転期間を設けたのは、その間に大幅に見直し適正化を図ろうとするものであり、国民の納得のいくサービス整備をしようとするものであり、4月からの保険料徴収は国内消費の低下を招く恐れがあるとの観点に基づくものと認識している。こうした見直しの特別対策に対する市の考えを示せ。

○高齢社会対策室長

特別対策に対する認識は委員とそう変わらないと思うが、負担については全国市長会を通じてこれまでも、国の責任でと話してきたが、最終的には利用者の一部負担に対する低所得者対策の財源的なものが、国が2分の1・地方が2分の1を負担するという部分について、発表前に市長会には相談がなかったということで、市町村には意見聴取がなかったと発表した次第である。

○秋山委員

報道によるとこの見直しにより、現在無料でホームヘルプサービスを受けている高齢者は当初3年間の利用料は3%、同じく身障者は当初5年間の利用料は3%に抑えたとあるが、これらは要介護認定を受けなくても該当するということなのか。

○介護保険課長

特別対策は、あくまでも要支援・要介護と認定された方が対象となる。

○秋山委員

新たな見直し部分についても市民周知が必要と思うがどうか。

○介護保険課長

保険料や低所得者対策の問題について、周知していこうと考えている。

○秋山委員

男女共同参画社会推進計画策定について

市としても基本計画策定に取り組まなければならないと考えているようだが、確実に策定するものと考えてよいのか。

○青少年女性室長

6月の男女共同参画社会基本法の制定を受け、市町村については努力規定であるが、策定していかなければならないと考えている。

○秋山委員

前向きに捉えてよいのか。

○青少年女性室長

取り組んでいくと捉えていただいてよい。

○秋山委員

策定年次はいつ頃になるのか。

○青少年女性室長

来年6月にニューヨークで国連女性2000年会議があるので、それを受けて国が半年程で策定しようと考えているようである。道はさらにそれを受け13年度には策定する考えであるので、市としては14・15年度の2ヶ年に亘り策定していくことになると思う。

○秋山委員

策定委員会を設置する際には、ぜひ市民の参画も盛り込んでほしいがどうか。

○青少年女性室長

広範多岐な分野に亘るので、ぜひ市民からも委員に入ってほしいと考えている。

○秋山委員

小樽でも女性の意識改革・向上のために女性議会の開催等を考えてほしいがどうか。

○青少年女性室長

市政に女性の声を反映させることは重要と考えており、道内でも3市程度で女性議会を開催したところがあるやに聞いているので、今後、男女共同参画プラン策定の中で女性議会開催についても検討していきたい。

○秋山委員

女性の相談窓口について

男女共同参画社会基本法には、個人の尊厳が重んじられ、性に起因する暴力・セクシャルハラスメントを受けないこと等、また、これらに対する苦情処理にも言及している。現在、市としてこれらの問題に対する相談窓口はどこに設置されているのか。

○(青女)太田主幹

女性に対する暴力については近年社会問題として認識され、被害の実態も顕在化してきている。市においては特にその専門相談窓口は設けていないが、福祉部の婦人相談や母子相談、青少年女性室の家庭児童相談室、また、法律相談や身の上相談、福祉相談等、多岐に亘る部局で対応している現状と考えている。

○秋山委員

各部において相談専門の窓口・電話回線を持っているところはあるか。

○(青女)太田主幹

家庭児童相談専用の電話を引いている。

○児童家庭課長

総合福祉センターの母子相談室に相談員が1名常駐している。

○社会福祉課長

売春防止法に関わる婦人相談を行っている。

○(保健)藤井主幹

テレフォン育児悩みごと相談を行っている。

○総合サービスセンター所長

市政一般の相談・法律相談・身の上相談の専用回線を引いている。

○秋山委員

暴力に対する悩みは他人がなかなか関われない難しさがあり、知られては恥ずかしいとかつては潜在化しがちな問題であった。できれば女性が安心して相談できる窓口・ダイヤルを青少年女性室に開設することを要望する。

愛犬家のマナー徹底について

市としてはどのように対応しているのか。

○生活衛生課長

小樽市畜犬取締及び野犬掃討条例において、飼い主は糞の後始末をしなければならないものとなっている。保健所としては狂犬病予防注射や小樽市広報お知らせ版等を通じて犬を散歩させる時などはビニール袋やティッシュを携帯するようにと啓発しているが、道路管理上の問題もあり、今後も引き続き機会を捉えて指導を強めていきたい。

○秋山委員

愛犬家は一部の不心得者のために大変迷惑している。罰則規定もないので、市として再度市民に周知を図るとともに、ポイ捨て禁止条例等も制定してほしいがどうか。

○生活衛生課長

口頭や文書による指導に従わない場合には5万円以下の罰金または過料との規定があるが、飼い主のモラルが第一義的に重要なので、今後も機会を捉えて指導していきたい。

○松本(聖)委員

市立病院問題について

代表質問において赤字解消と新築統合について尋ねたが、様々な支出削減・収入増対策をこれまで講じてきたが根本的改善に至っていないとの市長答弁であった。具体的にはどの程度の金額が今年度で削減されているのか。

○(樽病)総務課長

9月1日から2-1休棟により5名の看護職員の削減と、11月1日から夜勤看護加算取得があり、年間で概ねそれぞれ3,350万円(670万円×5名)の減、6,000万円(患者1人当たり420円と試算)の増と試算しており、今年度4カ月分では2,000万円程度になるかと思う。

○(二病)事務局次長

精神科病棟の新看護5対1加算を取得し年間640万円、ガンマカメラの1日稼働により年間2,800万円、エコーを心臓外科から検査科に移管したことにより年間1,500万円、合計5,000万円弱の収入増と見込んでいる。また、看護助手の嘱託化で年間850万円、医事業務一部委託で年間300万円、合計1,150万円程度の支出減を見込んでいる。

○松本(聖)委員

小樽病院の増収策は何かないか。

○(樽病)総務課長

夜勤看護加算の他、マンモグラフィーを導入した乳腺外来の開設等もあるが、それによりどの程度患者が増えたかという数字は把握していない。

○松本(聖)委員

2病院合わせて今年度1億円もの赤字を解消したことになる。これは大変な努力であると思う。しかし、年間8億円以上もの赤字が生じており、こうしたことでは一体黒字転換がいつになることやらさっぱり見えてこない。何らかの根本的解決策が必要である。この他に抜本的対策として何が具体的に考えられるのか。

○(樽病)事務局長

まだ年度途中で流動的要素もあり、これが最終的なトータル数字ではなく、市長答弁に「根本的改善策とならない」とあるのも、増収・支出減対策が途上の段階ではトータルしてどのようになるかが見えてきてない現状であるということである。ただ、これまでの当委員会の議論の中でも、こうした状況では統合新築に向けての歩みが遅いとの指摘もありこのたび統合新築に向けてのフレームをつくり、経営改善のプロセス・統合に向けてのプロセスをそれぞれ進めており、その中では数値目標を掲げながらトータル的にどうプラスに働か検討しているが、現時点では根本的な収支改善策を示せない。

○松本(聖)委員

8億円の赤字というが、本来ならば不採算部門への補助金が出るはずだが、そうしたものを市立病院としては満額もらっていないと聞くと、そうしたいいわゆる「ルール分」はそもそもいくらになるのか。

○(樽病)総務課長

交付税措置をしている部分と借入金の利子補填の分として一般会計から載っている。病院としてはいろいろ考えているが、現在双方の立場で検討中なので、この場でいくらということにはならない。

○松本(聖)委員

財政的に不可能とは思いますが仮に満額もらえたらここまでの赤字にはならない。他都市の市立病院を見ても、かなりの額の補填を受けて黒字にしている。従って、8億円すべてをもって小樽の市立病院の経営体質が悪いとは断じられない。ただ、財政状況を鑑みれば、独立した会計として極力赤字を減らす方向、例えば人件費を大幅に見直すことも今後必要になってくるのではないかと思うがどうか。

○(樽病)事務局長

不良債務に対する考え方については、我々としては起債導入を前提にしているので、委員とはその点の認識が異なると思う。また、病院が単独で職員を切るとか人件費を削減するとかいうことは、地方公務員法上も困難を伴うと思う。当面は医療水準を確保しながら収支改善の努力をしていく考えである。

○松本(聖)委員

病院職員だけに苦勞を背負わせようというつもりは毛頭ない。議員も含め全職員が等しくこうした問題に対して苦勞を分かち合わなければならないのではないかと考えている。

人件費の問題に関しては、近々見直していかなければならない時期が来るだろうと思う。

ホームヘルパーの社協移管について

総括質疑の中で、ヘルパーの移管はふたを開けてみないと分からないので事業の実態を見ながら今後考えていくという助役答弁があった。それはつまり、仮に期間を決めて補助金という支出を社協に対して行ったとしても、事業の実態を見て、その期間中であっても打ち切るということもあるということか。

○高齢社会対策室長

確かに来年を迎えて状況を見なければ現実には分からないと思う。その推移を見ながらいろいろ決していかなければならない場面も当然出てくると考えている。

○松本(聖)委員

推移を見ながら増額もしくは打ち切りもあるのか。もっと具体的に答えてほしい。

○高齢社会対策室長

あくまでも推移を見なければ分からないということである。

○松本(聖)委員

室長答弁では、事業の採算性を考えて運営費を補助するとのことだったと思う。とすると、今回補助金の予算をつけるに当たって見積りの根拠は、ヘルパーの人件費の人数倍ではなく、事業の収支計画に基づいた損失相当額に對して補助するというのか。

○高齢社会対策室長

事業全体を見て、収支の状況を見ながら、補助をしなければならない部分があれば、当然その部分を何らかの形で補助しなければならないと考えている。

○松本(聖)委員

高い給料でも営業努力で黒字であれば補助する必要はないわけである。もう1点確認するが、当初は人件費に對する補助と答えていたと思う。今回は運営費に對する補助だと言うが、どちらが正しいのか。

○高齢社会対策室長

人件費の補助とは言いなかったように思う。人件費も含めて事業全体の運営に對する補助と考えている。

○松本(聖)委員

この事業の運営に對する補助ということだと思う。確認するが、これは社会福祉法人であるが、この度の事業は収益事業であると思うがどうか。

○高齢社会対策室長

収支が出てくるので収益事業ということになる。

○松本(聖)委員

つまり社会福祉法人においては別会計にしなければならない事業だと思うがどうか。

○高齢社会対策室主幹

国の示す居宅サービスの運営基準では、介護保険に係るものについては他の会計と區別して処理しなければならないと規定されている。

○松本(聖)委員

社協が市に對してこの事業に對する補助金を申請しようとすれば、従前から受けている補助金や交付金とは別に申請書を提出しなければならないはずだと思うがどうか。

○高齢社会対策室長

そうなると思う。

○松本(聖)委員

市には保険者として責任があるとの福祉部長答弁があったが、それはどんな責任か。

○福祉部長

小樽市の基本的なスタンスとして保険者となるか事業者になるか、あるいは両方やるかという範疇の中で、保険者としての責任ということで答えた。

○松本(聖)委員

ヘルパーの移管について補助金を出す出さないの質問をしていたが、それに対する責任という意味ではなかった

のか。例えば、供給量を安定的に確保するという意味に対する責任という意味での発言ではなかったのか。

○福祉部長

基盤整備や安定的な供給等も含めて、そのような部分についても何らかの責任があると理解している。

○松本(聖)委員

社協にホームヘルプ事業の核としての役割を担ってほしいとのことだったが、ホームヘルプ事業における指導的立場、模範的事業所として市は期待しているということか。

○福祉部長

社会福祉協議会には、地域福祉の核になるという基本的役目があるので、ヘルパー事業についてもそのような意味での期待をしているところである。

○松本(聖)委員

ヘルパー事業は今までは市と社協がやってきたのだろうが、今後は民間が自由に参入でき、社協だけを特別に扱う必要はなくなった。確かに福祉に対して社協は大きな働きをしてきたし今後もしていくだろうが、この別会計によるホームヘルパー派遣事業に関しては今までの社協の業務と峻別して考えなければならないのではないか。報酬額が決まっていて、収益事業であり、社会福祉事業とは性格を異にするものだと思うがどうか。

○福祉部長

ご指摘のとおり、社会福祉事業には公益事業と収益事業があり、社協はどちらもできることになっている。ただ、収益事業があるからという理由だけで即、民間と同一視をすることは難しいと考えている。

○松本(聖)委員

利用者から見れば社協も民間も同じで、よりサービスのいい方に仕事を頼むのが当たり前である。「特別」との意識で事業を行っているとは足元をすくわれる。将来はない。企業努力を重ねてより良いサービスを提供していかなければならないのだから、補助金をどんどん乱発して保護しては社協のためにならないので一考してほしい。また、関係団体と交渉してこの条件を話し合ったというが、関係団体とは何か。

○高齢社会対策室長

まだ、現在進行形だが、雇用の問題もあるので社協や組合を含めて協議した。

○松本(聖)委員

社協や組合の主張はそれぞれどうであったか。

○高齢社会対策室長

社協としては、今まで市がやっていた部分を受けることに対する組織強化のため人的・財政的な補償をしてほしいと、組合としては、現在の雇用条件と大きく変わらない形で、また、引き継ぎに当たっては全員そのまま社協に移管してほしいとのことであった。

○松本(聖)委員

社協からは人と金を出してくれと、組合からは雇用条件を担保せよということだが、全員社協に雇ってくれと実際に「社協」の名前が出たのか。

○高齢社会対策室長

もともと今年4月1日現在で社協から市に14名のヘルパーを引き継いでいる。そういう中で社協に移管する方向なので、その際には全員引き継いでほしいとのことである。

○松本(聖)委員

嘱託職員は解雇されることになるのか。

○高齢社会対策室長

最終的にどんな表現になるか研究しなければならないが、社協に移管すると決まった段階で形式上解消や解雇と

いうことがあるということである。

○松本(聖)委員

嘱託のヘルパーと雇用契約を結ぶ際に雇用条件を通知していると思うが、その中に「任用期間が満了したときは新たに任用する旨の通知がある場合を除き、別に通知することなく退職することになる」とある。即ち新契約を結ばなければその先の仕事はないという意味だと思うがどうか。

○高齢社会対策室長

ヘルパーに限らず嘱託職員についてはそのような形で通知している。

○松本(聖)委員

市の嘱託職員としての身分を途中で失うことになるから2月1日から3月末までの給与を補償するということであれば、労基法等に照らしても1カ月分出せばよく2カ月分も根拠はないが、関係団体との関係もあると思うのでまだ理解できる。しかし、その後も給与が高いからその差額の運営費を補助するという発想はどう考えても理解できない。補助金を出すことには法的根拠があり、市にも社会福祉法人に対する助成に関する条例があるので、出すことについては何ら咎める気はないが、補助金を出すに当たって地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄付または補助することができるという地方自治法の条項がある。今回は社協にだけ補助金を出し、民間に出す予定はないということか。

○高齢社会対策室長

市が従来やっていたホームヘルプ事業を社協に受けてもらうに当たっての補助という考え方で補助をするが、それ以外で今のところ特に必要がなければ補助する考えはない。

○松本(聖)委員

今まで市がやってきたことを社協に任せるんだという発想自体がずれている。そもそもきちんとした報酬をあげるからどんどん収益事業として民間の業者にどんどん参入してもらうというのが介護保険の趣旨である。その中で何故社協だけを特別扱いする必要があるのか。民間会社をどんどん誘致すれば市の責任は果たせるし、社協に何十人もヘルパーを置く必要はない。市の責任と言うならもっと民間の活力を利用すべきである。社協だけが採算がとれないわけではなく民間も苦しい。だから安い給料でヘルパーは我慢してしかも良いサービスを提供している。すばらしいことである。今回の話はそこからずれている。公益性と言うが、介護保険のホームヘルプサービスの供給に関して、民間には公益性は考えられず、社協だけが公益性を持っているということか。民間の会社も介護保険の一端を担って仕事をしているのにも拘らず、市はそれを認めないということか。

○高齢社会対策室長

公益性を認めないとは考えていない。民間企業も含めて社会的役割・社会的責任はあると思う。それぞれの法律に則ったそれぞれの役割を持っているので、社会福祉法人は社会福祉法人としてより公益性の強い形での規制が法律の中にあり、中でも社会福祉協議会は特にいろいろな公共的団体を束ねる役割が強いので、そのような意味で我々は社協に移管すると考えている。

○松本(聖)委員

先程別会計だと確認した。収益事業だから社会福祉法人の従来の事業とは別の形で行わなければならないと答弁している。室長はそれをいっしょくたにしている。まったく別な事業として考えるべきではないか。

○高齢社会対策室長

当然会計は別だが、それらを運営するのはあくまでも法人なので、したがって法人の意思がそこに働くという意味ではまったく別にあるものではないと考えてほしい。

○横田委員

介護保険と障害者福祉との関係について

65歳以上の障害者については、これまでの障害者福祉の措置からはずれて、介護保険が優先することになるのか。

○介護保険課長

介護保険法上は、65歳以上になればすべての方が被保険者となり、要介護認定を受けてもらうと介護保険サービスを受けられるという意味では、障害者も同様である。

○横田委員

しかし、必ずしもそうしたことに法律上の根拠はないとも聞くがどうか。

○介護保険課長

制度自体も5年以内に見直すことになっているが、障害者がサービスを受ける際の根拠については、国の通知によると、まず介護保険サービスを優先して受け、それと重複しない障害者のためのサービスは従来どおりと聞いている。

○横田委員

身体障害者福祉法は介護保険法を想定していなかったわけだから、今後改正があれば明らかになると思うが、これまでは措置として無料であったものが、保険料も利用料の1割も負担しなければならないと認識しているがどうか。

○介護保険課長

65歳以上で要支援・要介護と認定されれば、サービスを受ける際には1割の利用者負担となるが、今回の特別対策の中で一定の低所得者への軽減措置が盛り込まれている。

○横田委員

これまで受けていたサービスの中で無料の分野は沢山あるのか。

○介護保険課長

現行のホームヘルプを利用している方の内約50人が障害者だが、全体では約9割が無料である。また、デイサービス関係の使用料・手数料については、現行は食事代相当分として330円／回の負担だが、介護保険サービスになると1割の負担となる。

○横田委員

介護保険により障害者の方々の負担が増えることがあるということだ。これまで町内会等で説明会を行ったというが、それ中で障害者の方々から質問は出ていなかったか。

○介護保険課長

8月に行った住民説明会と25の各種団体への説明会を通じて、特に障害者の方々からは委員ご指摘のような問い合わせが多かった。

○横田委員

障害者の多くは利用料を払うということを認識しているということか。

○介護保険課長

1割負担という仕組みについて理解は得られたと思う。

○横田委員

一部に知らなかったとの声もあり、負担増の周知を一層図らなければならない。また、現在のところ明確な法的根拠がない中で、障害者から従来どおり措置してもらいたいから要介護認定に申請しないとの申し出があった場合、市はどのように対応するのか。

○介護保険課長

皆で支えあっていくという制度の趣旨を十分説明したい。また、障害者関連部分について国から新たな情報が入るので、それも含めてお話ししたいと思います。

○横田委員

障害者サービスと介護保険サービスにいささかの差異もないよう実施してほしい。

○大竹委員

一般廃棄物の収集について

透明・半透明の袋による収集を来年4月1日から行うというが、その他の袋や段ボールに入れた物については、ゴミステーションに出ているにもかかわらず回収しないということか。

○(環)品田主幹

そのとおりである。

○大竹委員

きちんと守られることを前提にしているようだが、実際にそのような物がゴミステーションに置かれた場合、どのように処理するのか。

○(環)管理課長

日常的に同じステーションに出すと思うので、警告シールを貼る等して指導したい。

○大竹委員

よそから持ち込まれるゴミがあることを承知していないのか。

○(環)管理課長

知っている。

○大竹委員

それについてはどのように周知徹底するのか。

○(環)管理課長

そうしたことも予想されるので、理解を得るべく来年1月から各町内会で説明会の開催を考えている。ただちに100%徹底されることは疑問もあるので、各ステーションでの監視活動やゴミの内容分析を行い、排出者の確定・指導に努めていきたい。

○大竹委員

監視や指導は誰が行うのか。

○(環)管理課長

環境部の職員が対応していきたい。

○大竹委員

皆が守ってくればよいが、全く誰が出した物かわからないというゴミもある。しかしそれは指導すればできると考えているということか。

○(環)管理課長

現在のステーションにおいても、当日午前9時までの排出を指導しているがなかなか守られず前日に出されて苦情が出ることもあり、職員が現場に行き持ち込んだ人に時間を守るよう指導したこともある。今後もそのような形で指導し理解を求めていきたい。

○大竹委員

指導しても実際ゴミが出ている。理解を求めるだけで解決できると考えているのか。

○(環)管理課長

現在でもステーションにタイヤ等が出る場合があり、警告シール等を貼りながら自宅持ち帰りを指導しているが、一定期間を過ぎればやむなく収集することになると思う。

○大竹委員

事業系一般廃棄物の収集については、いつからスタートするのか。

○(環)管理課長

現在も収集しているが、埋立処分費用をいただくのは来年7月からと予定している。

○大竹委員

少量排出業者への対応はどう考えているのか。

○(環)管理課長

容量40ℓの透明・半透明袋で2～3個排出する程度の小規模事業者については、事業所専用のゴミ収集袋を購入して使用してもらうことを考えている。

○大竹委員

その購入代金には処理料金も含まれているということか。

○(環)管理課長

そのとおりである。

○大竹委員

町内会で川や海浜の掃除をした時に出的ゴミはどのような取扱いになるのか。

○(環)管理課長

事業系一般廃棄物と認識している。

○大竹委員

どのような処理をすると考えているのか。

○(環)管理課長

該当の収集曜日に収集することになると考える。先日の説明会での具体例はタクシー乗り場にタクシー協同組合が灰皿を置いて出的ゴミの取扱いはどうするのかとの質問だったが、それは事業活動の一環として行うものであるから事業系と答えた。

○大竹委員

海水浴場組合や町内会と学校が連携してボランティア的要素が強い中で活動しているしタクシー組合にしてもまちを汚してはいけないとの思いで行っていることだと思う。しかし、それも事業系だから料金を徴収するというのでは、市民全体にゴミ行政に参加してもらうという観点から問題ではないのか。

○(環)管理課長

少なくともタクシー乗り場やバス停等は、道路管理者から使用許可の条件が付されているものと思うので、その面から事業活動に伴うものとする。

○大竹委員

町内会やPTAの行う浜掃除等は別に考えるということだと思うが、そこで集めたゴミは市のゴミ行政上どこに分類されるのか。

○(環)管理課長

ボランティア活動によるものは一般廃棄物と考えるが、海水浴場組合が自分たちの浜を掃除する部分については事業系と考えている。

○大竹委員

海水浴シーズン前なら無料だが、その後に出てくるゴミは有料という区別なのか。

○(環)管理課長

後先は別にして現在もそのように出してもらっている。

○大竹委員

透明・半透明袋にする目的には、ゴミ減量化も含まれていると思うがどうか。

○(環)管理課長

そのとおりである。

○大竹委員

どうすれば減量化されと考えているのか。

○(環)品田主幹

袋の透明化により改めて認識を深めてもらい、排出マナーの向上を図ることを通じて、分別の徹底、異物・危険物の混入防止、収集作業の安全確保が考えられるが、それらが結果的に減量に繋がると思う。

○大竹委員

それらがどのように繋がるのか。

○(環)品田主幹

分別が徹底されることにより減量されるものと考えている。

○大竹委員

分別をすれば減量されと考えてよいのか。

○(環)管理課長

出てくるゴミが資源化に回る分だけ埋立処分量が減ると思うが、ゴミ排出量そのものの減量になるとは考えていない。

○大竹委員

一般家庭からゴミがどのくらい出るのかをきちんと捉えて、それをどの程度減らしたいということがゴミ行政だと思う。徹底を図るというなら、袋の透明化を始めるに当たり、1家庭から出るゴミ量を考え、それに対応可能な透明袋を無料配布すべきではないのか。

○(環)管理課長

ゴミ排出量は1人1日890gとの厚生省調査数値がある。今回透明化に取り組むのはあくまでもゴミに含まれる資源物が、市民意識の向上により資源化ルートにのことに主眼がある。ご指摘のような一定量分の袋は無料配布し、それ以上の排出分は有料の袋を購入してもらう手法は仁木町等でも実施されているが、我々としては一般家庭のゴミ有料化については、次期の施設建設の時に検討したいと考えている。

○大竹委員

ゴミを多く出す人がより多く負担するというのが今後求められてくると思う。

リサイクルの全市展開について

リサイクルセンターは一般廃棄物の処理施設という位置づけなのか。

○(環)品田主幹

そのとおりである。

○大竹委員

全市展開による年間回収量は1,500トンの予定と聞くがどうか。

○(環)品田主幹

モデル地区は月2回、その他は月1回で収集予定量は800~1,200トンと考えている。

○大竹委員

以前環境部から提出された第二期分別収集計画はどのように理解すればよいのか。

○(環)品田主幹

それは全市的に月2回収集したものとして試算した数値である。

○大竹委員

1,200トン回収したとして1日当たりのトン数が割り出せるが、リサイクルセンターは現在の施設を使用しながら7月から全市展開する予定なのか。

○(環)品田主幹

リサイクルセンターは1日当たり4.8トンの処理能力があるので、250日稼働すれば処理できると考える。

○大竹委員

日量と処理能力とは別問題である。処理能力は4.8トンしかないのか。

○(環)品田主幹

4.8トン／日と把握している。

○大竹委員

5トン以上になると別なことをしなければならなくなる。処理能力が4.8トンだとすると、実際の処理はそれより下がる。今後どんどんリサイクル量を増やしていかなければならなくなるのに、それで全市展開した分を処理できるのか。

○(環)品田主幹

対応可能と考えている。

○大竹委員

実際に処理できるのが4トンや3トンとなってもそれに対応できるということなのか。それ以上になることはないのか。

○(環)品田主幹

モデル地区以外は月1回予定収集なので現在の施設対応で可能と考えている。

○大竹委員

5トン以上になると状況が全く変わってくるが、具体的にはどのようなになるか。

○(環)管理課長

処理能力が5トン以上になると、廃棄物処理法施行令第5条第1項により法第8条の許可対象施設になる。

○大竹委員

処理能力は実際処理する量ではない。また、ゴミ減量のためにいかにリサイクル量を増やすかという観点から全市展開するのではなかったか。

○(環)品田主幹

資源物についてはできるだけ再商品化ルートに回していきたいと考えている。

○大竹委員

できるだけ増やしていきたいなら、それだけ処理能力がある施設が必要ではないのか。

○(環)管理課長

1日約3,000世帯を対象に収集したいと考えており、そのゴミ排出量を予測した中では1,200トンの範囲内と考えている。第2次分別収集計画の中で30～35%を超えると収集曜日が第4週しか行っていないので、処理能力を例えば土日も含めてやるとか翌週にまたいでもやるとかの形の中で対応は可能と考えている。

○大竹委員

試算によると平成12年6月埋立開始までに資源化が1,500トンとなっている。とすると、これは全体の見直し

の中で全部数値を見直していかなければならないということか。

○(環)品田主幹

見直しは必要かと考えている。

○大竹委員

5トンを超えると処理施設の中で生活環境影響調査が必要となり、大変だから今のようにやっているのかもしれないが、できるだけ資源化しながらゴミ減量を図っていくなら、処理能力がもっと上がるような状況、それに対する調査環境を整えることをしっかりやっていかなければならないと思う。5トン以上にならない程度で集めるならできだろうが多く集めて資源化して埋立量を少なくしていく方向と逆行していると思う。

廃棄物処理施設委託管理について

現在、委託管理を考えている施設名を挙げよ。

○(環)管理課長

これからについては、来年7月1日から供用開始する桃内の最終処分場については、委託管理としたいと考えている。

○大竹委員

その他については考えていないということか。

○(環)管理課長

現在、例えば天神のリサイクルセンターで選別・梱包などは委託で行っているが、委託管理となると埋立処分場が該当するかと思う。

○大竹委員

寅吉沢の産廃処分場は入っていないということか。

○(環)管理課長

これは現在も委託管理している。

○大竹委員

委託管理業者は毎年契約をするのか。

○(環)管理課長

その通りである。

○大竹委員

契約形態は、どうなっているか。また、これからはどのようにしようとしているのか。

○(環)管理課長

委託形態の中身については、全体的には、ごみの埋立処分を全体的に正常に行っていただくということが基本かと思う。

○大竹委員

契約形態はどうか。

○(環)管理課長

このゴミ処分場の委託契約については、市内業者の中でノウハウを持っているということからすれば、業者がないとすれば随意契約にしたいと考えている。

○大竹委員

先日、エコサービスの取締役会があり、環境部からこの委託管理をしてほしいとの申し出があったという件が議題となったわけだが、その辺は承知しているか。

○(環)管理課長

平成12年度に向けて予算編成作業を行っている中で、委託で考えているので、できるかできないかを含めて問い合わせはしている。

○大竹委員

随意契約とすると、市内にそれがないことが条件になるが、そこだけで他の民間業者とも話はしたか。

○(環)管理課長

新埋立処分場は遮水シートに覆われている特殊構造のため、単に土を押すような感じで埋立処分はできないと考えている。そういう面で、現在寅吉沢産廃処分場で埋立業務をやっている業者ができると考えており、そういうところと話をしたいと思っていた。

○大竹委員

他にはないと環境部は考えているというか。

○(環)管理課長

現実的に市内に埋立処分場が他にないので、そのように考えている。

○大竹委員

埋立処分場がないということではなく、業者がいらないということで考えているということではないのか。随意契約をするのは、他にないからそこにせざるを得ないというのが課長の答弁だと思うがどうか。

○(環)管理課長

市内では他に埋立処分場がないので、そういう埋立処分をする技術を持っている会社がないということである。

○大竹委員

その企業がそれだけの能力を持っていることを証明する資料を出してほしいがどうか。

○(環)管理課長

そういった内容についてはないと思う。

○大竹委員

ないのであればそうであると認定できないのではないか。

○(環)管理課長

市内には埋立処分している業者がない訳で、他にそういうところが市内にあれば、その業者にも声を掛けようと思うが、実質的にやっている業者がないということなので、やっているということ自体が証明だと思う。

○大竹委員

伍助沢の埋立処分について委託管理はどこにしているか。

○(環)管理課長

今現在直営で実施している。

○大竹委員

費用は委託管理費として計上されているのではないか。

○(環)管理課長

伍助沢では、コンパクターの収集運搬作業、これは破碎ごみを破碎機のコンパクターで固めたものを埋立処分場まで運ぶ仕事だが、この分は委託している。

○大竹委員

できないというものがあるとするなら、今2つの面を含めて環境部としては特定の1業者に対して打診したのは事実である。かつ、その社は小樽において1社しかないし実績がないということである。そういう中で他にないということと能力の問題も出てきたので、その会社自体の実績と能力について、後でよいから知らせてほしいがどうか。

○環境部長

桃内の新処分場の委託業者の件だが、先程課長が言ったように予算計上するということもあり打診していた。打診した理由としては、その企業のグループ企業というか、核を構成している企業が、埋立処分行為を市の委託でやっている実績がある、あるいは水処理関係のノウハウも持っている、あるいは会社が資源リサイクル協同組合といった廃棄物関係の仕事をやっている方達を傘下においているというようなことの中で判断して、この会社であればできるという判断の中でこういう打診をして、協議をしているということで御理解を願いたい。

○大竹委員

そういう根拠になったものを資料として出してほしいがどうか。

○委員長

出せるか出せないかはっきりせよ。

○環境部長

今私が申し上げたようなことは、打診している会社の定款にある程度明らかになっているので、相手方に断った上で可能であればお示ししたい。それである程度確認できるかと思う。それは相手方と話をさせていただきたい。

○大竹委員

定款はその会社の業務であって、何をしてきたかということを書いているものではないから何にもならないと思う。環境部として判断したその基準を出してほしいがどうか。

○環境部長

できると判断した中には、その会社の構成なりグループ企業にそういう実績があるからということを申し上げたので、それを証明する資料ならあるという意味でお答えした。

○大竹委員

その根拠となった技術なり実績なりの資料を出してほしいがどうか。

○(環)管理課長

この問題についてお互いの理解にわからない部分がありますので、委員会終了後に原因とその内容について具体的に話し合って必要なものであれば出していききたいと思う。

○委員長

委員会のやりとりだから、個人的にという話にはならない。

○大竹委員

だから、今そこと交渉しているのは、それだけの実績があり能力もあるからだと言うのだから、それを示してほしいだけである。課長が答弁した内容を示すものを出してほしいと言ってるだけである。

○委員長

議論の歯車がかみ合っていないので、通常の休憩にして、その間でお互いの意見調整をするということでいかがか。結果は委員会で報告をしてほしい。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時45分

○環境部長

新しい桃内の最終処分場、あるいは天神リサイクルセンターの業務委託に関連する大竹委員の質問に、あらためて整理をしてお答えする。今、新年度予算の関係もあり委託料等の関係のお話をさせてもらっているエコサービスは、会社の実績としては今年3月から始めたマイカル小樽での建物の中から出るごみ・廃棄物関係の中間的な処理をしているが、その他埋立処分等の実績は今のところない。ただ、我々が判断の根拠としたのは、エコサービスに参加あるいは株主になっている企業あるいはグループ企業の中にこうした実績を持つ会社があり、更にいえば市内

のごみ処理・廃棄物処理の関連業界を吸合していくような実態にある。例えば埋立処分については樽栄が寅吉沢の産廃処分場で20年以上の実績があり、水処理として考えている道央エンジニアリングは水道局の方で下水道処理等を含めて長年の実績がある。この他、収集運搬許可業者あるいは資源リサイクル協同組合等についても株主として事業に参加しており、そういう点で市内の今考える全ての関係業界を吸合しているだろうという風に判断し、また、そうしたところから人材を確保できるということであったので、我々が委託しようとしている業務を安定的に確実に遂行できるものと判断し、新年度予算関係のこともあるので、一定の話し合いをさせていただいたということであるので御理解いただきたい。

○中島委員

高島保育所の問題について

市長は、2定で「住民とよく話し合う」、3定で「利用者との話し合いは継続中で合意に至っていないが、さらに話し合いを続け、理解を得たいと考えている。」と答弁していたが、今議会では「計画に沿って進めていきたい」と後退している。住民との話し合いは既に終了したのか。

○福祉部長

現在も継続中である。

○中島委員

住民合意のもとで進めるという点は、今回の答弁には全く入っていないがどうか。

○福祉部長

保護者と十分話し合いながら進めていきたいということである。

○中島委員

今議会にも2,259筆の存続方を求める請願署名が出されている。今後、どのような合意を図る計画なのか。

○福祉部長

話し合いを継続するという事で、着工を1年延期することとしたが、統合新築については着工延期の文書の中で保護者の方々に示している。この計画は5年前から議論されてきており、総合計画やエンゼルプランに位置付けられてきたものである。統合新築にいささかも変わりはないが、保護者の方々とは話し合いを継続し理解を求めていきたい。

○中島委員

日頃、理事者は「国や道の動向を見て対処したい」と言うが、高島保育所に関しては「計画どおり進めたい」と明言する。しかし、国挙げて少子化対策に取り組んでいる現在、働く母親を援助する基本となる保育所を地域からなくすことは後退であり、待機児童解消の点からも2ヶ所を1ヶ所にすることは国の方針に逆行していると思うがどうか。

○児童家庭課長

統合新築すると通園距離が長くなる人も出てくるが、ゼロ歳児保育・産休明け保育等の機能強化を図るためでもあるので、トータルで考えていかなければならないと思う。

○中島委員

機能強化と新築には反対していない。高島・赤岩両地域につくれない理由は何か。

○児童家庭課長

両保育所とも敷地が狭く、屋外遊戯場を確保するのも非常に難しい現状であり、さらに機能強化を図り沐浴室や乳児室といったゼロ歳児保育を実施するためのスペースの確保も難しい。したがって、現在地での建て替えは非常に難しいということである。

○中島委員

現在地での建て替えを希望しているわけではない。高島地域に保育所を存続すべきと言っているのであり、土地を探すことはやぶさかではないと思う。請願をしっかりと受け止めてほしい。１年間着工延期したのだから、新年度予算に統廃合に関する予算は計上することはないと思うがどうか。

○福祉部長

12年度予算に土地購入関連の予算を計上したいと考えている。

○中島委員

それは赤岩の土地のことか。

○福祉部長

そのとおりである。

○中島委員

その予算は何を充てるのか。規模については、こうした希望が出ている段階で大きすぎる土地を買って、後から計画替えにならないようなことを考えているのか。

○福祉部長

規模は約2,500㎡を予定している。

○中島委員

その予算の内容については何の予算として組む予定なのか。高島・赤岩保育所の統合を1年延期すると言うのに、延期するものを予算に組むということなのか。

○福祉部長

当初は11年度土地取得、12年度工事着工、13年度オープンと計画した一連のものを1年ずらすということである。

○中島委員

予算に組んでしまったらずらしたことになるのではないのか。予算に組むこと自体をずらしてその間に父母の意見を聞くということではなければ、まるで今からもう実施するという計画ではないか。

○福祉部長

13年度オープンの計画を1年ずらし、14年度オープンしたいということである。

○中島委員

議会での答弁を誰が聞いても、オープンの大前提は父母の了解を取り付けることではないか。いまだ了解を得られていない現時点では、予算計上もきちんと遅らせるべきでありこれでは話だけそらせておいて中身は進めるということであり許されることではない。高島保育所の存続については、お母さん達の強い希望が今回の署名の数に見て取れる。回を重ねるごとに増えており、仕事が終わってから夜に一軒一軒まわって署名を集めた必死の思いを汲むべきである。少なくとも1年延ばすと言ったことに対し、今の答弁は当初どおりやらせてもらおうという態度であり、とても認められる内容ではない。強く抗議する。

子育て支援施策について

現在市の児童館の数とエンゼルプランで平成20年までの目標数を示せ。

○児童家庭課長

今年9月8日オープンのいなきた児童館を含め3館ある。これらを含め20年までに5館の計画である。

○中島委員

子育て支援センターの計画はどうか。

○児童家庭課長

20年までに1ヶ所の計画である。

○中島委員

15万都市の小樽でこのような有様である。保育所でも延長・幼児・休日等、いろいろな形の保育機能の充実を厚生省みずからも求めている。小樽の障害児保育は何ヶ所で何人いるのか。延長保育・一時保育をしているところは何ヶ所あるか。

○児童家庭課長

特別保育事業については、障害児保育は中央保育所で3人が入所している。一時保育は日赤保育所で12人が登録している。国の要綱による延長保育は未実施であるが、保護者の勤務時間等の要望を聞いて、5時20分で終わるところを6時頃まで延長している。

○中島委員

これで子供を大切にし保育所を重視して少子化対策に取り組んでいると言える内容か。

現在市内に25の保育所があるうち、認可外は4ヶ所、認可保育所は公・私立合わせて21ヶ所である。しかし、ゼロ歳児保育を実施しているのは認可外100%に対し認可は60%一時保育の実施も認可外50%・認可は4%、延長保育も認可では未実施だが認可外では50%が実施している。認可の内でもとりわけ公立保育所はその果たす役割としては不十分な現状にある。今後求められる保育機能に対しどのような計画を持っているのか。

○児童家庭課長

国も特別保育事業については支援していく基本姿勢であり、市としてもそれらの機能を強化し、エンゼルプランの中でも増やしていきたいとの考えである。ただ、延長保育については、エンゼルプランの実態調査の中で、これに関する希望が意外に少なかったこともあり、未実施であるが、来年度延長保育に対する実態調査をして需要動向を見極めて実施していきたいと考えている。

○中島委員

希望が少なかったというが、働く母親は増えており、必ずしも良好な労働条件とは言えない中で潜在的要求は多いがききあっている人が沢山いるのではないと思う。また、エンゼルプランのアンケート調査もアトランダムであり、再度調査の際は、働く母親の実態を反映するような調査をして、ぜひ公立保育所が中心となって保育機能を充実させてほしい。今回調べてわかったことは、認可外の果たしている役割が大きいことである。現在認可外保育所への助成金の基準と支給額を示せ。

○児童家庭課長

施設割が100万円、また3歳児未満は3万円の実人員倍、3歳児以上は1万円の実人員倍という算出基準となっている。補助額は平成9年度決算額で607万円・10年度決算額で498万円・11年度予算額で699万円である。

○中島委員

45人までの保育所の3歳児の保育単価は国が定めた基準では1人6万740円であるが認可外に出している補助金はその6分の1の1万円に過ぎない。しかも、この補助金は物価上昇に合わせて値上げされているのか。何年据え置かれているのか。

○児童家庭課長

平成2年度までは3歳児未満が5,000円・3歳児以上が2,000円だったのを、3年度から各々3万円・1万円に改定している。

○中島委員

平成3年度以降改定されていない。認可外はこうした大きな格差がありながら保育ニーズに応えようよう奮闘している。親はどこに子供を預けても良い保育をしてもらいたいと願っており、認可外・認可の区別はない。認可外への補助金増額を検討してほしい。

少子化対策臨時特例交付金に関して

待機児童解消に充てるというが、現在の待機児童数67名(12月1日現在)をどこで何名解消する予定であるのか。

○児童家庭課長

当該目的に沿った計画を進めているところである。具体的に何名解消されるかは難しい問題だが、増改築によるスペース確保により20名程の定員増を考えている。その他定員の弾力化により30～40名の待機児童解消が可能と考えている。

○中島委員

20名程度の他に40名程度ということか。

○児童家庭課長

そのとおりである。

○中島委員

認可外保育所でもゼロ歳児保育の数を増やすということで希望すれば、それは定員とは関係ないので自由と思うがどうか。それとそれに対しても援助を得られるのか。

○児童家庭課長

当該特例交付金は、認可外保育所への助成については設備整備・備品等の購入に限定されており、運営費・人件費については交付の対象になっていない。

○中島委員

交付金ではなく、市の予算として積極的支援を検討してほしい。

待機児童はいつから出現したのか。

○児童家庭課長

平成5年までは各保育所とも定員割れだったが、平成5年の後半頃から発生してきた。

○中島委員

その原因は何か。

○児童家庭課長

女性の社会進出も大きいですが、バブル崩壊後の経済状況の変化も影響していると考えます。

○中島委員

平成3年に真栄20名・奥沢30名・日赤30名と各保育所の定員削減を行い、翌年も奥沢10名・龍徳オタモイ15名を削減した。その後も増減をしながら差引95名も定員削減してきた。こうした削減政策が待機児童の原因ではないのか。

○児童家庭課長

確かに保育所の需要動向は予測しづらい面があるが、平成5年以前当時は少子化と定員割れという状況を考慮して削減した経過がある。

○中島委員

どのような見通しを持つかが政策だと思う。減らすときは1年に80名も減らしているのに足りなくなったときの手当てが全く追いついていない。増やすときに何故こんなにもたついても待機児童を抱えることになるのか。減らしたときと同様に速やかに対応すべきと思う。その意味で政策的決断と実行が迫られている。

保育所の最低職員配置基準について

これまではゼロ歳児6人に保育士1人だった基準がそれではとてもやっていけないとの要求の中で3人に1人と改善されている。しかし、3歳児20人に保育士が1人、4・5歳児30人に1人と、まだまだ国の配置基準は遅れており、子供達に対応していくにふさわしい配置基準に引き上げるよう、市としても国に求めているがどうか。

○児童家庭課長

10年4月に児童福祉法が改正され、乳児については6対1から3対1に引き上げられた。この基準見直しは全国の問題でもあり、あらたな課題等も推定されるので、道の会議等を通じて、情報交換しながら研究していきたい。

○中島委員

インフルエンザについて

ここ1～2年、老人施設での集団発生や死亡例が相次ぎ社会問題となった。しかし今年はワクチン不足という新たな問題が生じている。市のワクチン供給状況を説明せよ。

○保健課長

今シーズン初めからワクチンを実施する医療機関を把握し、市民の問い合わせにも対応してきた。しかし、12月初めから品切れ状態の医療機関が現れ、今日現在、市内で接種できるところはゼロとなっている。

○中島委員

当初はいくつと把握していたのか。

○保健課長

昨年把握していた10数件に今年はどうかと確認した。ただ、各々に何本確保されているとの把握の仕方はしていなかった。

○中島委員

今後、不足分を確保する計画はあるのか。

○保健課長

医薬品卸業者3社の内、1社は今シーズン中の確保できる見込みはないとのことだが、2社からは年明けには供給可能と聞いている。

○中島委員

既に高島小の5年生で学級閉鎖が始まっている。1月には蔓延している可能性があり、それではワクチンの効能はない。65歳以上が2,000万人いる日本で、今年度は320万人分のワクチンを生産予定というから製造自体が足りない。しかも任意だから管理するところがない。ワクチンも内容が変化するから作り置きがきかず余れば棄てるほかない。高齢者の罹患率・死亡率を下げるには、国の責任で予防接種として普遍化しなければならないと思う。アメリカでは高齢者の接種費用を保険扱いとして以降、接種者が増え、高齢者の6割が接種を受けたため医療費抑制に効果があったと実証されている。厚生省でも公費負担を検討しているようだが、市として援助を検討できないか。

○保健所次長

国においても感染症部会や予防接種問題検討小委員会でご指摘のような検討をしており予防接種法の位置づけ等も13年度に実現可能と聞く。

○中島委員

市単独が難しいとしても、ワクチンに関する情報を市民の期待に応えるようきちんと流してワクチン確保にも努めてほしい。また、国による公費負担を要請すると共に、市による接種費用の半額助成も検討してほしいがどうか。

○保健所次長

国も検討中であり、市独自で要請することは難しいと思うが、全道市長会の話等も聞きながら検討していきたい。

○古沢委員

無落雪型住宅のスノーダクト融雪水の污水管誤接続問題について

昭和62～63年にこの問題を調査していると聞が、その内容について説明せよ。

○(下水)管理課長

62年時点の処理区域内全てのダクトを対象とし、件数にして5,776件、そのうち正常だったのは5,345件(93%)で、421件(7%)が誤接続であった。

○古沢委員

今回、全市8地域の内、熊碓地区を改めて調査しているが、その結果を説明せよ。

○(下水)管理課長

10～12月にかけて全戸数3,228戸の内対象1,579戸を調査した結果、誤接続は154件(10%)だった。

○古沢委員

今回はそれ以外の調査項目はあったか。

○(下水)管理課長

ダクト誤接続建物の屋根面積も調査している。

○古沢委員

前回の調査から10年を経過し、これまでどのような対策を講じてきたのか。

○(下水)管理課長

誤接続が判明した家庭には組み替えについての依頼文を出し、パンフや水道週間、処理場見学会や受益者負担金説明会等を通じて、汚水施設に雨水を入れられないことを説明しPR活動を行い、施工業者への周知徹底も図っている。

○古沢委員

熊碓地区では約半数まで無落雪住宅が普及している。調査結果から分かるのは、そうした対策を講じながらも誤接続の割合が増えているということだ。これは8地域全てを調査すれば相当の件数に上るものと思う。今後、誤接続住宅に住んでいる方々にはどのような方針で望むのか。

○(下水)管理課長

誤接続が確認されたところには戸別訪問して、汚水と雨水を別々に排出する分流式について説明し、切り離しについてもお願いしていきたい。

○古沢委員

11年前にも調査し今回も調査したら誤接続はなお増えていた。それらの住居・事務所の所有者に条例に違反しているのだから切り離しなさいと言うのでは、原因に一切目をつむって結果責任だけ問うており、こうしたやり方では問題解決にならない。主因は業者にあるのではないか。だから調査項目を増やしてどのような業者が携わって誤接続を引き起こしているか傾向を掴むべきではないか。札幌では合流・分流混在のため、札幌の業者が施工した場合に誤って引き起こすケースも考えられる。また、汚水管の整備状況をキロ数・普及率で示せ。併せて雨水管の整備状況も示せ。

○(下水)建設課長

平成10年度末で汚水管約541km・雨水管約40km、普及率にして汚水管89.6%・雨水管7.2%である。

○古沢委員

建築確認申請時や完了検査時に、この問題はどのようにチェックされているのか。

○建築指導課長

確認申請書の中に、無落雪型の場合下水の排出処理工法を明示してもらっている。完了検査時には目視程度の検査でどの国からの通達があり、実際も土中に埋まっていることもあり、接続先までは検査時に確認していない。

○古沢委員

排水設備工事等の確認申請・検査申請の時、申請書の工事入力データや工事等内訳の欄に雨水問題についてチェックできる項目がない。条例や施行規則等の改正を含めて検討する必要があるのではないか。

○(下水)管理課長

当該確認申請書は汚水に関するものであり、雨水道の追加は困難と考えている。ただ、雨水の排水については確認申請時に業者に確認を行ったり、この業者を連絡していただくなど、市が指定している工事店と連携をとりながら内容チェックに努めていきたい。

○古沢委員

条例等の見直しはできないか研究してみしてほしい。また、熊碓地区だけ調べて誤接続が発見されたからといって、間違っているから切り離せと言うことは止め至急全地域の調査を完了させることを優先し、調査項目を原因を分析できるような内容に変え、全地域調査完了後に傾向分析してから対策を打ち出していくという流れに変えてほしいがどうか。

○(下水)管理課長

今回の調査は誤接続の実態把握が目的であり、今後個別訪問で、それぞれの事情を聞き傾向等についても分析していきたい。

○古沢委員

結局、今後も切り離しなさいとの指導は続けていくということか。

○下水道事業所長

我々としても現在台帳を作成しているところである。その中で個々に説明しながらお願いしていく形で進めていきたい。

○古沢委員

それは傾向分析する前から、分かり次第あなたの責任で直しなさいということが続けるということではないのか。

○下水道事業所長

今回の調査を分析した中で、まずあなたのお宅はこういうことになっていますが小樽市は分流式なんですとお話しながら進めていきたい。

○古沢委員

急にそんなことを話されても寝耳に水だと思う。原因を分析もしないで、ただの一度も工事を手掛けたことのない人に、そんなやり方はない。もっと研究しておいてほしい。

○渡部委員

築港ヤード再開発と共存共栄について

開発者、市、商業者がそれぞれに考え、これまでも議会で議論されてきたが、市としては最初から開発者に共存共栄を要望してきたのか。また、市は開発者の提示した4項目の共存共栄策についてはどのようにまとめたのか。

○築港再開発室長

共存共栄は開発者の努力と市の施策と商業者の努力が相まって達成されるものと考えており、開発者としてどうすれば地域に貢献できるかということを追求していった結果が、あの4項目であった。この内容についてはいろいろと批判をいただく都度、相手方とも話をし、市としてはこの内容がOBCが現状とりうる全てなのか確認し、より具体的内容について聞き、それに対して商業者がOBCにどんな共存共栄策を要望しているかということを、平成9年6月と8月に開催した会議の中で伺った。商業者としては財源的な問題が大きい要素としてあり、他都市の開発事例では開発者側が地元 に一定の財源支援をしているものなども示されながら話し合いを続けてきたが、何度話し合ってもその部分がネックになり、結果として、地元がOBCに具体的な共存共栄策として求めるものをまとめることは難しいと判断して、個別的にOBCがこれからやろうとする共存共栄策の様子を見ようということと、

地元商業対策として共存共栄の視点でどのようなことができるかということでポイントカード事業を立ち上げ予算補助した経過を経て現在に至っている。

○渡部委員

個別的に努力してきたことはわかるが、鳴り物入りで共存共栄がスタートしたが、現段階では何か動きが止まっているように思う。そうすると、もう共存共栄はないのかということになる。地元産品をマイカルのルートにのせていくといった具体的な動きが示されてこないで共存共栄が形づかないのではないか。今後の取り組みには積極的に関わってほしい。また、商店街に少しでも人を回遊させるべくバスルートを組んだが、その実効性についてはどのように考えているのか。また、開発者から市へ寄付された５億円については、どういう面に活用されるのか。さらに、５５haの再開発のうちマイカル部分は３０.５haである。全体構想についてはどのように考えているのか。

○築港再開発室長

地元産品の具体的な展開については経済部とともに積極的にお願いしていきたい。またマイカル出店の際には、現在のテナントが出たあとに地元が入っていくような仕組みのようである。回遊策については、中心市街地へ向けてバス・ＪＲ・船等を利用し２００数十万人が移動しているとの試算がされており、一定の効果は出ている。ただそれが堺町・運河周辺に留まっておりどのように商店街まで引き上げていくかが今後の課題と思う。５億の寄付については、基盤整備等、小樽の活性化・まちづくりへの支援という趣旨である。

５５haについては、再開発地区計画で一定の土地利用方向を示してはいるが、それになんじがらめになるのではなく、まちづくりの観点から今後各セクションで引き続き検討していくものと考えている。

○渡部委員

引き続き中心部・商店街の活力を見いだす施策に取り組んでほしい。

雪対策について

大量の雪を海上投棄している。平成５年は５０万m、６年は８３万m、７年は１３６万m、８年は６６万m、９年は７１万m、１０年は１２５万mと推移してきた。この委員会室がおおよそ１,０００mとすると、５０万mでも５００室分にも及ぶ。市長答弁は「陸場で土場を見つけることは難しい」と言うが、道路確保と環境問題のためだという。では海ならそれは勝手なのか。昨年の埠頭内の雪投げ状況はどうであったか説明せよ。

○土木事業所長

昨年の場合大雪で、ご指摘のとおり雪捨て場が大変混雑し、大量であったため勝納の海上の閉塞日数も相当に及び、ご迷惑をおかけした。中央埠頭基部と沖側に雪を捨てているが、排雪集中時には港湾荷役の車両と一般車両が錯綜し路線渋滞を引き起こしていることは認識している。今後は港湾部や関係業界とも打合せして、早期に渋滞解消に努めたい。

○渡部委員

氷山のようにうずたかく積み上げられ、海底まで届く勢いだった。雪塊が港内に流れ、稚魚や昆布に影響が出、漁船を傷つけた。海の色も変わった。確かに、市民生活との関係で少しでも利便性を高めたいとは理解できる。しかし何年も前から軽減していこうと議論し、その中でも汚れた雪を持ち込むとか、海中転落の危険もあるので、エプロンに一旦雪を降ろしてショベルで海に捨ててほしいと言ってきた。しかし、現実には港湾運送に支障を来し、信号のないところに誘導員もいない。もう埠頭内には入らないで基部でやってほしい。道内港湾で海上に投棄しているところは他にはない。協議に参加している土現は自分の管理する河川には捨ててはだめだと言うが、海ならよいのか。軽減することをきちんと関係機関も含めて確認し、いずれは海上投棄はしないということにしていかなければならないのではないかと。

○土木部次長

５０万mというと花園公園グラウンドに５０m積み上げた程の量になる。海上については環境面から良くないとは承知

しており、今回から三重の流出防止策をとり、また一部浚渫している。海上投棄を減らすには陸上処理を増やすことになるが、陸上で堆積したものを溶かすには利用するエネルギーの問題も出てくる。また、場所確保もなかなかできないのが現状であるが、雪対策のセクションができたので、これまでのデータ整理をして、場所の選定等を行ってきている。いずれにせよ、海上投棄は決して良いことではないので減らす方向で考えていきたい。ただ、勝納大橋から海寄りは港湾荷役に支障出るということで、山側部分で処理できないか検討したが、それだけでは今のところ無理とのことで、今年度も極力海の方を利用させていただきたいと考えている。

○渡部委員

市民生活に係わり、迅速な処理を考えれば海上に越したことはないのかもしれない。しかし、これでは5年前と同じやりとりである。約束はきちんと守ってほしい。1つには、年次的に減らす前提に立ってほしい。2つには、以前からの確認事項は確実に守ってほしい。つまり、直接ではなくエプロンに置いた後ショベルで捨てること、汚い雪は捨てないこと、汚れた雪解け水が拡散しないよう三重の穴の中にスクリーンを張る等手立てをとることをきちんと考えた取り扱いをしてほしい。3つには、誘導員を確実に配置すること。

これらを最低限要望する。

○土木事業所長

できるものから順次取り組んでいきたい。

○渡部委員

無理なことを要求しているわけではない。これまでの経過の中でやると言ったものをいつの間にかやらなくなっただけである。それを今更できるものから取り組むとは何事か。

きちんと体制を整えて軽減していくということを守ってほしい。

○委員長

質疑終結。散会宣告。